発行日：令和2年3月1日

KAMIKAWAJI

上川路会計通信

税理士法人　上川路会計
本店　下荒田事務所
〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel　099 - 252 - 7070
Fax　099 - 252 - 6400

支店　名山町鹿児島ビル事務所
〒892-0821
鹿児島市名山町1-3　鹿児島ビル4F
Tel　099 - 223 - 3465
Fax　099 - 223 - 4348

第245号

ごあいさつ

再生工場

代表
上川路　長生

３月、桜咲く春を前に世界中が新型肺炎に翻弄されています。世界保健機関（WHO）は、パンデミック（世界大流行）の可能性があるとして警戒を促しました。中国の武漢市に端を発した新型肺炎はわずか２か月で中国、韓国、イラン、イタリアなどで大規模感染者を続発させています。日本でも大型豪華客船ダイヤモンド・プリンセス・クルーズの３７０３名の乗員乗客の集団感染は、医療先進国日本の対応の悪さに世界の批判を集めてイメージが失墜してしまいました。日本では北海道など各地で感染者が相次いで確認され、全国がパニック状態です。マスクが世界の市場から消えた中で、トイレットペーパーもスーパー等の棚からなくなるという数十年前と同じ騒動が起きました。株価が１日で１０００円以上暴落するなど混乱が起きています。中国とのヒト・モノの交流がとだえて景気への影響も深刻で、３月には中小企業の連鎖倒産も噂されています。

安倍首相は、新型肺炎拡大を受け全国一斉に小・中・高校の休校要請を決めました。見えない脅威に先手を打ったのです。２４日の政府専門家会議で「これから２週間が瀬戸際だ」との専門家の意見が、首相の決断を後押ししました。日本国民最大の関心事の５か月後に近づいた東京五輪・パラリンピックについて「アスリートや観客にとって安全な大会となるよう万全の準備のために、国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）や東京都などと緊密な連携を取りながら進める」と話しました。

選手としては生涯一捕手、監督としては優勝請負人というプロ野球史に大きな足跡を残した野村克也さんが１１日、８４歳で亡くなりました。現役時代から、巨人の長嶋・王としのぎを削って球界を盛り上げ、含蓄のある言葉でファンを魅了しました。テスト生から戦後初の3冠王となるなど強打の捕手として活躍した野村さんは、監督としても、南海（現ソフトバンク）、ヤクルト、阪神、楽天を率いて日本シリーズを3度制覇した名将でした。長嶋・王は『ひまわり』で自分は『月見草』と比喩していましたが、大記録を日本球界に刻んだ不世出の野球人でした。不振にあえぐ選手を再起させる手腕は抜群で『野村再生工場』と称えられました。“ノムラ教本”の理論は、現役の監督や球団幹部に脈々と受け継がれています。

将棋界の藤井聡太七段が牽引した将棋ブームに後れをとった囲碁界で、“芝野虎丸時代”の到来が現実味を帯びてきました。井山裕太時代が続く中で、２０歳で名人・王座の二冠を奪取、さらに十段戦の挑戦者に決まりました。囲碁界に彗星のごとく救世主の登場です。

白血病の治療を続けている競泳女子の池江璃花子選手がテレビに出演して、競技復帰への強い決意を語っていました。「ここにいることが奇跡」と述べて同じ病気に苦しむ人々に勇気をくれるメッセージとなりました。

Ｊ１リーグ開幕戦に出場した鹿児島出身のＧ大阪の遠藤保仁選手は、Ｊ１最多出場記録６３１試合でトップに並びました。４０歳で現役という、幸せなサッカー人生に感謝していました。

天皇陛下の誕生日を祝っての宮殿の一般参賀・記帳は中止になりました。確定申告の申告期限も４月１６日に延期されました。野球、ゴルフ、相撲などのスポーツ競技、文化的なイベントなど多数の人が集合する行事すべてが、新型肺炎感染拡大防止のために無観客・中止・延期となりました。日本国をあげて必死に見えない難敵と戦っています。世界中で早急な終息が待たれています。

（令和２年３月吉日）

目　次

ごあいさつ　“ 再生工場 ”　・・・1P
税務カレンダー　・・・2P
2020年3月の経理・税務チェックリスト　・・・3P
会計・税務のQ＆A！
“ BCP（事業継続計画）を策定していますか？ ”　・・・4・5P
接遇セミナー中止のご案内・KMCセミナーのご報告　・・・6P
職員コラム～PART2～　今月の担当：安藤 麻美　・・・6P
お客様情報 “ 三井ホーム鹿児島 ”
ツーバイフォー 工法による木造建築のご紹介　・・・7P
働き方改革のQ＆A　・・・7P
随想 “ 『 雛流し 』 上川路 美恵野 ”　・・・8P

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！

2020年3月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 春分の日	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

〈１月決算会社申告書提出〉

３月３１日まで
- １月決算法人の確定申告
- ７月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - ４月決算法人　　第３四半期分
  - ７月決算法人　　第２四半期分
  - １０月決算法人　第１四半期分
- １・４・７・１０月決算法人及び個人事業者（前年１２月分）の３月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の１２月、１月決算法人を除く法人の１月ごとの中間申告（１１月決算法人は2ヶ月分）

３月１０日まで
- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

2020年4月

４月３０日まで
- ２月決算法人の確定申告
- ８月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - ５月決算法人　　第３四半期分
  - ８月決算法人　　第２四半期分
  - １１月決算法人　第１四半期分
- ２・５・８・１１月決算法人の３月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの消費税等の中間申告
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告

〈２月決算会社申告書提出〉

４月１０日まで
- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

４月１５日まで
- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

４月１日から、２０日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 固定資産課税台帳の縦覧期間

市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後６０日までの期間等
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間

４月中において市町村の条例で定める日
- 固定資産税（都市計画税）の第１期分の納付
- 軽自動車税の納付

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国税庁は確定申告の期限を１か月延長すると発表しました。詳しくは３Ｐをご覧ください。

2020年3月の経理・税務チェックリスト

業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

3月決算の準備

☐ 決算の準備にあたって、まずは決算方針を固めておきましょう。黒字見込みの場合は、翌期以降の経営資源としての内部留保や節税対策等を検討し、赤字の場合は、事業計画の見直しを検討しましょう。

また、実地棚卸や現金・売掛債権などの実査、経過勘定や仮勘定の整理等は段取り良く進めておきましょう。決算時は業務が増えるため、思わぬミスが発生しがちです。税務調査でのトラブルのもとにもなってしまうので、事前に準備を進めておきましょう。

売掛金の確認と回収

☐ 売掛金等の債権の回収状況は、日常的に把握しておきたいところです。特に、決算期前には、貸倒損失にするか否かの判断も必要になりますので、確認しながら完全回収に努めましょう。

所得税の修正申告と更正の請求

☐ 確定申告をして、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、申告をした税額等が実際より少なかった場合には「修正申告」を、多かった場合には「更正の請求」をして正しい額への訂正を求めることになります。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

同一労働・同一賃金に関する取組み

☐ 同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止等を規定した「パートタイム・有期雇用労働法」が4月1日より改正、施行されますので法改正への対応の取組みを進めましょう（中小企業は、2021年4月1日より適用）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による申告所得税等の申告期限・納付期限の延長について

◆ 申告期限・納付期限 ◆

	変更前	変更後
申告所得税	~~令和２年３月１６日~~	令和２年４月１６日
個人事業者の消費税	~~令和２年３月３１日~~	令和２年４月１６日
贈与税	~~令和２年３月１６日~~	令和２年４月１６日

４月１６日まで

- 個人の青色申告の承認申請
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 個人の申告（道府県民税及び市町村民税・事業税・事業所税）
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 所得税確定損失申告書の提出
- 国外財産調書の提出

新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援 相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置しています。

詳しくは、経済産業省ホームページをご覧ください。
URL　https://www.meti.go.jp/

- 日本政策金融公庫　各支店
- 各商工会議所
- 鹿児島県商工会連合会　等

会計・税務のＱ＆Ａ！

テーマ 『BCP（事業継続計画）を策定していますか？』

これまで私たちは、大きな地震、津波、台風による豪雨が及ぼす甚大な被害を目の辺りにしてきました。東日本大震災などをきっかけに災害への備えの重要性が再認識されました。発生から９年となる３月、事業所の災害への対策の取組を見直してみませんか？

ＢＣＰとは…？

Business Continuity Plan(事業継続計画)

企業等が緊急事態（自然災害、大火災、交通事故、感染症 ‥ ）に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動や、当該緊急非常時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決め、それを文書化したものです。

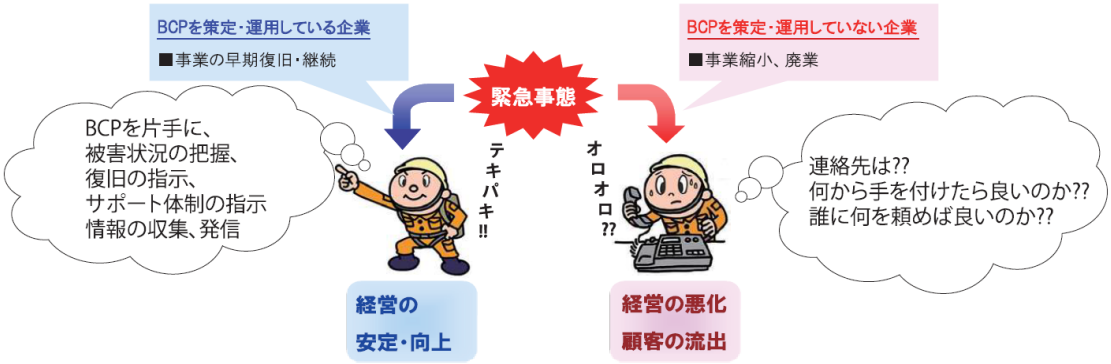

中小企業BCP ⇒ 緊急事態への対応力の向上

ＢＣＰの策定・運用は特別なものではなく、日々の中で取り組む経営管理・改善の見える化で経営の一環です。
緊急時の対応力向上に加え、自社の経営実態の把握や経営管理の再確認に繋がります。

ＢＣＰ５つのポイント

★重要商品（事業）を特定すること
（優先して継続･復旧すべき中心となる事業を特定する）
★復旧する目標時間を考えること
（適切な行動を起こすために目標時間を定め、災害時に被害状況を判断して再設定する）
★取引先とあらかじめ協議しておくこと
（顧客との迅速･円滑な連絡が肝心になる）
★代替策を用意・検討しておくこと
（コンピュータのバックアップ等、使用不能に備え可能な範囲で用意する）
★従業員とＢＣＰの方針や内容について共通認識を形成しておくこと

中小企業庁ホームページにＢＣＰ策定の運用指針等も掲載されていますのでご覧ください。

何も起こっていない時に、万が一を想定して備えるということはなかなか難しいことで、先延ばしにしがちです。
企業が自然災害等に巻き込まれて活動ができない状態に陥れば、長期停滞、または廃業にまで至る可能性もあります。
経営者や従業員、そしてそれぞれの家族、取引先、色々な人の生活にも関わってきます。
「もし中小企業が緊急事態に遭遇したら」そのような事態を想定し存続していくために
対策をしておくことが大切です。

まずは取組状況をチェックしてみましょう！

○ チェックリスト

BCP 取組状況チェックリスト		はい	いいえ	不明
人的資源	緊急事態発生時に、支援が到着するまでの従業員の安全や健康を確保するための災害対応計画を作成していますか?			
	災害が勤務時間中に起こった場合、勤務時間外に起こった場合、あなたの会社は従業員と連絡を取り合うことができますか?			
	緊急時に必要な従業員が出社できない場合に、代行できる従業員を育成していますか？			
	定期的に避難訓練や初期救急、心肺蘇生法の訓練を実施していますか?			
物的資源（モノ）	あなたの会社のビルや工場は地震や風水害に耐えることができますか? そして、ビル内や工場内にある設備は地震や風水害から保護されますか?			
	あなたの会社周辺の地震や風水害の被害に関する危険性を把握していますか？			
	あなたの会社の設備の流動を管理し、目録を更新していますか?			
	あなたの会社の工場が操業できなくなる、仕入先からの原材料の納品がストップする等の場合に備えて、代替で生産や調達する手段を準備していますか?			
物的資源（金）	1 週間又は 1 ヵ月程度、事業を中断した際の損失を把握していますか?			
	あなたは、災害後に事業を再開させる上で現在の保険の損害補償範囲が適切であるかどうかを決定するために保険の専門家と相談しましたか?			
	事前の災害対策や被災時復旧を目的とした融資制度を把握していますか？			
	1 ヵ月分程度の事業運転資金に相当する額のキャッシュフローを確保していますか？			
物的資源（情報）	情報のコピー又はバックアップをとっていますか?			
	あなたの会社のオフィス以外の場所に情報のコピーまたはバックアップを保管していますか？			
	主要顧客や各種公共機関の連絡先リストを作成する等、緊急時に情報を発信・収集する手段を準備していますか?			
	操業に不可欠な IT 機器システムが故障等で使用できない場合の代替方法がありますか？			
体制等	あなたの会社が自然災害や人的災害に遭遇した場合、会社の事業活動がどうなりそうかを考えたことがありますか?			
	緊急事態に遭遇した場合、あなたの会社のどの事業を優先的に継続・復旧すべきであり、そのためには何をすべきか考え、実際に何らかの対策を打っていますか?			
	社長であるあなたが出張中だったり、負傷したりした場合、代わりの者が指揮をとる体制が整っていますか?			
	取引先及び同業者等と災害発生時の相互支援について取り決めていますか？			

○ 結果集計

	人的資源	物的資源（モノ）	物的資源（金）	物的資源（情報）	体制等	（合計）
「はい」の回答数	＿／4	＿／4	＿／4	＿／4	＿／4	＿／20

「はい」の数	判定内容（目安）
16～20個	あなたの会社では、BCPの考え方に則った取組が進んでいるようです。本指針に沿って、BCPをチェックし、より強力なものとすることが望まれます。
6～15個	緊急時に備える意識は高いようですが、まだまだ改善すべき点が多いといえます。本指針に沿って、実践的なBCPを策定し、平常時から運用を進めることが必要です。
0～ 5個	今、緊急事態に遭遇したら、あなたの会社の事業は長期間停止し、廃業に追い込まれる恐れが大です。本指針に沿って、一からBCPの策定・運用に取り組んでください。早急にできることから始めてください。

（中小企業庁ホームページ広報冊子より出典）

一般社団法人
鹿児島経営サポートセンター 主催

接遇セミナー中止のご案内

令和２年３月２６日（木）に開催を予定しておりました、（株）HALビジネス代表取締役　春田尚子先生による接遇セミナーですが、**新型コロナウイルスによる肺炎感染拡大が懸念されておりますので、中止とさせていただくことになりました。**

お申し込みいただいたお客様には、深くお詫び申し上げます。

今後のセミナー開催につきましては、引き続き当事務所通信にてご案内させていただきます。

(有)上川路マネジメントセンター 主催

○　第34回KMCセミナー（社福編）のご報告　○

令和２年２月１３日(木)に第３４回KMCセミナー「社会福祉法人の決算」を開催致しました。お忙しい中、多くのご出席を頂きありがとうございました。セミナー参加者からは「分かりやすく、勉強になりました。」や「会計について殆ど分からない現状で業務に就いていますが、今回のセミナーにて日々の作業がどこに繋がっているのか理解を深めることができました。」等の感想を頂きました。定員に達し残念ながらご出席頂けなかった方もいらっしゃいましたが、今後もセミナーを開催予定ですので、是非ご活用ください☆彡

職員コラム ～PART2～

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつおすすめのスポットや憧れの場所などを紹介していきます。
お出かけの際の参考にしていただければ幸いです☆

おすすめスポット（あこがれの場所・行きたいところ）：大川（おおこ）の滝

今月の担当：経営支援部　安藤　麻美

私は滝巡りが好きで、龍門滝（姶良市）や鹿目の滝（人吉市）、関之尾の滝（都城市）等々…日本の滝百選に選ばれているような滝から小さな滝まで様々な場所を訪れてきました。

その中でも特に好きな滝は、屋久島にある大川（おおこ）の滝です。父の実家ということもあり、屋久島には何度か訪れていますが、必ずといっていいほどここには立ち寄ります。

落差88メートルの滝で、運が良ければ滝壺にかかるきれいな虹も見ることができます。滝の近くまで行くことができ、水につかりながらぼーっと滝を眺めている時間は至福の時です。

屋久島ではもう一つ有名な千尋（せんぴろ）の滝という滝もあります。遠くからしか眺められませんが、巨大な花崗岩の岩盤に面しており、自然の壮大さを感じることができます。訪れた際にはこちらに立ち寄ってみるのもいいかもしれません。

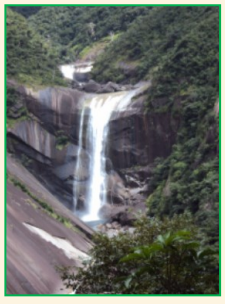

最後に、私が今後チャレンジしたい滝が、熊本県阿蘇郡にある「鍋ケ滝」です。滝の裏に行くことができ、絶景だそうです。

たまには慌ただしい日常から離れ、自然とふれあいながらのんびりと過ごしてみてはいかがでしょうか。

お客様情報

ツーバイフォー 工法による木造建築のご紹介

三井ホーム鹿児島株式会社様

1974年の創立以来、一貫してツーバイフォー（2×4）工法による木造の建築を手がけています。
近年は、マイホームの他に医療・福祉施設及び文教施設の大規模な木造施設の普及から木造倉庫・工場の計画にも力を注いでいます。
また、鹿児島県産材利用も可能になり、県産材のツーバイフォー工法の魅力を今後広げていきたいと思います。

大空間実現は、
2×4工法の三井ホームオリジナル「屋根トラス」で可能に!!
室内フットサル場も作ってます！

2020年１月６日　南日本新聞　第一面に『公共施設に木の温かみ　～促進法10年　県内でも利用増～』と掲載された通り、「公共建築物木材利用推進法」が施行され2020年で10年目を迎えます。鹿児島県の方針では、県が整備する公共施設は可能な限り木造化、木質化を図るとし、施設等の木造化の動きが更に進んでいます。

＊実例：いずみ保育園（内閣府所管 企業主導型保育園）
＊設置者：指宿白水館
＊保育施設定員：60名　建築坪数 約150坪
＊2019年5月開園 指宿市白水館近く
（約35社程と共同利用契約企業有）

お問い合わせ先
三井ホーム鹿児島株式会社
〒 892-0846
鹿児島市加治屋町12-7
甲南アセット鹿児島加治屋ビル1階
ＴＥＬ 0120-70-2321

コンサルティング事業部へご連絡ください！

担当：児島さん・九日さん

働き方改革のQ&A　～労働時間の状況の適正な把握（労働安全衛生法の改正）～

今回の法改正により事業者は、長時間労働をした労働者等への医師による面接指導を確実に行うため、労働者の労働時間の状況の把握を法令により義務付けられました。

Q. 労働時間の状況を把握しなければならない労働者とは？

高度プロフェッショナル制度対象労働者を除き、管理監督者、事業場外労働のみなし労働時間制の適用者等を含むすべての労働者が対象になります。

Q. 労働時間の状況を把握する方法は？

タイムカード、PC等の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲されたものを含む。）の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻等の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。また、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた労働者本人に対して速やかに当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。

Q. 医師による面接指導の対象となる労働者とは？

一部の者を除き、時間外・休日労働時間が１月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者で労働者が申し出た場合に医師による面接指導を行わなければなりません。

随想『雛流し』　上川路美恵野

早春の清らかで柔らかな日の光をコロナの影が覆っています。

「確定申告、期限が一か月延長」という前代未聞の事態に驚かされた2月27日の夜、さらに衝撃の「全国の小中高に対して3月2日から一斉に休校することを安倍首相が要請した」というニュースが駆け巡りました。

子どもたちの健康と安全を第一に考えて、ということは誰しも思うことですが、その割には、抵抗力が弱く一番リスクが高いと思われる幼子の通う幼稚園保育所や、学校よりも子供たちの密集度が高くなりがちな学童保育は閉鎖要請の対象外というのもちぐはぐな上に、懸念事項への具体的な対策が示されないという違和感だらけのまま、呆気にとられているうちに臨時休校が決まりました。

担任の先生からの「急にこのクラスとのお別れの日が来てしまいました」というお知らせ文に対策に追われたであろう学校側の苦悩もにじんでいました。

当事者である子どもたちや保護者だけでなく人手不足に拍車のかかった各事業所、給食業者などの学校関連事業者にも甚大な影響が波及していて、先の見えない閉塞感に将来を憂慮しています。

そんな中でも休校となった子供たちのために急な体制変更に尽力している学童クラブの方々、学習支援や昼食の支援に名乗りを上げる会社などもありそれぞれが大変な時だけに心温まる思いがします。

さて、社会的な課題もさることながら、私個人の卑近な悩みは子供たちの毎日のお弁当の支度です。お弁当のおかずは普段の食事と異なり、汁気が出ないこと、傷みにくいこと、冷めてもおいしいことなど制約が多い上に栄養のバランスや彩りまで気を配らねばならずレパートリーの乏しい私には一か月毎日となると大いなる難題です。食材も自然と冷蔵庫に湧いてくるわけでなし調達まで考えると余計に気が滅入ります。

しかし、小さな容器に主食、おかず、デザートまで色とりどりに詰め合わせたお弁当というのは、海外では珍しいようで「Bento」と日本語読みそのままで呼ばれているのだとか。

お弁当にかかせないおにぎりは、弥生時代には既に存在していたといいますし、江戸時代には花見などの行楽弁当、芝居見物の時の幕の内弁当などを楽しむ文化がありました。

ひな祭りのこの時期には各地の由緒ある雛道具がよく公開されていますが、その中には「提重」という持ち手のついたお重箱があります。蒔絵などが施された愛らしい小さなお道具に古の人々が季節ごとにその恵みを感謝しつつ皆で食を楽しんだ文化を垣間見ることができます。

そんなことなどにも思いを馳せつつ、子供たちがお弁当を楽しみにしてくれているのを励みに何とか取り組んでいるところです。

折角のひな祭り気分もどこへやらですが、仙巌園では今年も無病息災を祝うひな流しが行われました。男女問わず子供たちが健やかに学び遊べる世のありがたさを改めて感じています。皆様お大事にお過ごしください。

留守居の子眼に映す花曇　美恵野

編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大で、各イベントの中止、卒業式・入学式への影響、小中高校の突然の臨時休校など想定外の事態に戸惑いを隠せません。スーパーなどで、マスク・トイレットペーパー・ティッシュコーナーの空っぽの売り場を見て言葉も出ず、この状況が収束に向かうことを祈るばかりです。確定申告の時期を迎え、当事務所も一層慌ただしい日々を過ごしています。手洗い・うがいなど最低限の予防をしっかりと行っていきたいと思います。

連絡先：税理士法人　上川路会計

〒890-0056　鹿児島市下荒田4-1-9
Tel　099-252-7070　Fax　099-252-6400
E-Mail　kamikawaji@tkcnf.or.jp
URL　http://kamikawaji-kaikei.com/

上川路会計　検索

編集委員　上川路美恵野　関　伊集院　福留　東崎　安藤　常山　堀ノ内　鶴田

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！